

予定価格等の事後公表試行実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、宇治市が発注する建設工事の一部において、予定価格、最低制限価格及び低入札価格調査制度に係る調査基準価格等（以下、「予定価格等」という。）の事後公表（入札実施後の公表）を試行するにあたり必要な事項について定めるものとする。

(対象工事)

第2条 予定価格等の事後公表を試行する建設工事は、その予定価格が1億円以上のものから選定する。

2 不調等により、再度、競争入札等を実施する場合には、事後公表としないことができる。

(予定価格等の公表の時期等)

第3条 予定価格は、入札締切後直ちに公表する。

2 最低制限価格及び低入札価格調査制度に係る調査基準価格等は、入札（見積）の経過及び結果と併せて公表する。

3 前項の規定による公表の方法は、入札及び契約に関する情報の公表要領による。

(予定価格に係る質疑)

第4条 予定価格に係る質疑をすることができる者は、質疑を行おうとする建設工事の入札手続において入札書を提出した者（以下「入札者」という。）とする。

2 質疑をすることができる期間は、予定価格を公表した日から起算して3日後（休日等を除く。）の正午までとする。

3 質疑は、入札公告であらかじめ定められた方法により行うものとする。

(質疑への回答)

第5条 市長は、前条第2項に規定する期間の終了後3日以内（休日等を除く。）に、質疑を行った者あてに回答書をFAX送信後、その旨を電話連絡することにより回答するものとする。ただし、やむを得ない事由により期日までに回答することが困難である場合は、その事由が解消した後、速やかに回答するものとする。

(回答をすべき質疑として取り扱わないもの)

第6条 質疑が次の各号のいずれかに該当するときは、回答をすべき質疑として取り扱わない。

(1) 入札者であることが確認できない者から送付されたもの

(2) 第4条第2項に定める期間後に到達したもの

(3) 第4条第3項に定める方法以外の方法によるもの

(4) 質疑の内容が具体的でないものその他質疑の内容が特定できないもの

(5) 公表された設計図書等により確認できるもの

(6) 入札公告で定めた設計図書に関する質疑期間中に質疑を行い確認すべきもの又は質疑があり回答を行ったもの

- (7) 設計図書に位置づけられない参考数量を記載した図書に関するもの
 - (8) 質疑内容が読み取れないもの
 - (9) 当該入札に直接関係のないもの
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、大量又は繰り返し質疑を行い正常な公務の執行を妨げるなど、質疑として取り扱わないことが適当であると市長が認めるもの
- (予定価格の設定及び決定)

第7条 予定価格の設定及び決定は、予定価格及び最低制限価格の設定に関する要領による。

(最低制限価格の算出方法)

第8条 予定価格等の事後公表を行う案件の最低制限価格については、次の各号により算出した額の合計額（10円未満の端数は切り捨てる。）とする。ただし、当該合計額が入札比較価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては、10分の9.2を乗じて得た額（10円未満の端数は切り捨てる。）とし、入札比較価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額（10円未満の端数は切り捨てる。）とする。

- ① 直接工事費に100分の97を乗じた額（円未満の端数は切り捨てる。）
- ② 共通仮設費に100分の90を乗じた額（円未満の端数は切り捨てる。）
- ③ 現場管理費に100分の90を乗じた額（円未満の端数は切り捨てる。）に、更に補正係数を乗じた額（円未満の端数は切り捨てる。）
- ④ 一般管理費に100分の68を乗じた額（円未満の端数は切り捨てる。）

(補正係数)

第9条 前条第1項第3号に係る補正係数は、複数名の委員がそれぞれに決定した値の平均値（小数点第四位を四捨五入）とする。

- 2 委員は、総務・市民協働部長、建設部長及び都市整備部長とする。
- 3 委員が決定する値は、1.00～1.05の範囲とする。
- 4 補正係数は、公表しない。
- 5 第2項の規定によりがたい場合は、総務・市民協働部長は、当該案件を担当する各部会の委員及び専門委員の中から指名することができる。

(予定価格及び最低制限価格決定書の作成)

第10条 予定価格及び最低制限価格の設定に関する要領第8条の規定に関わらず、予定価格等の事後公表を行うものについては、予定価格及び最低制限価格決定書は、総務・市民協働部長がこれを作成する。

- 2 前項の規定によりがたい場合は、総務・市民協働部長は職員を指名して予定価格及び最低制限価格決定書の作成者とするすることができる。
- 3 低入札価格調査制度を適用する場合は、予定価格及び最低制限価格決定書に当該基準調査価格を明記するものとする。

(低入札価格調査制度対象案件の扱い)

第11条 第2条に規定するもののうち、低入札価格調査制度を適用するものは、低入札価格調査制度の運用に関する要領に基づき実施するものとする。ただし、予定価格及び調査基準額の公表については第3条を、予定価格及び最低制限価格決定書の作成については第7条を適用する。

2 低入札価格調査制度対象案件については、第6条に規定する補正係数は用いない。

(再度入札)

第12条 一般競争入札、公募型指名競争入札及び簡易公募型指名競争入札で予定価格等を事後公表するものについては、再度入札は行わない。

(その他)

第13条 この要領に定めのない事項については、宇治市財務規則、宇治市工事等競争入札心得、対象工事の入札公告等、その他関連する例規等の定めるところによる。

附則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年5月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年1月4日から施行する。

附則

この要領は、令和3年10月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年7月19日から施行する。

附則

この要領は、令和5年5月1日から施行する。